

平成 2 6 年 第 9 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 9 月 1 9 日

武蔵村山市教育委員会

平成26年第9回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年9月19日(金)

開会 午前 9時33分

閉会 午前10時46分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大会議室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
指田登美子 本木益男
持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	勝山 朗
指導主事	西原 英治		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第56号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱
について
- 5 選挙第1号 教育委員会委員長の選挙について
- 6 議案第57号 教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 7 協議事項 武蔵村山市立第七小学校及び第四中学校による小中一貫校開設につい
て
- 8 その他
- 9 議案第58号 武蔵村山市立学校長及び副校長の人事上の措置について

◎開会の辞

- 高橋委員長 それでは、これより平成26年度第9回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。
-

◎議事日程の報告

- 高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。
-

◎日程第1 会期の決定

- 高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

- 高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

- 高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成26年第3回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、平成26年第3回市議会定例会一般質問対応状況について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

第3回市議会定例会は、9月3日から9月29日までの間、開催されております。一般質問につきましては、9月8日から9月11日までの4日間にわたりまして、教育委員会関係の質問につきましては、13名の議員の方々から17項目の御質問がございました。質問に対します答弁要旨等につきましては、資料1のとおりでございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてでございます。

資料2、別冊になっております。別冊を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、御説明いたします。

資料2、別冊、1ページを御覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）につきましては、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図る等、制度の改革を行うものでございます。

主要な改正点でございますが、第一、新教育長について。

4ページをお開きください。

第二、教育委員会について。

6ページをお開きください。

第三、大綱の策定について。

9ページをお開きください。

第四、総合教育会議について等でございます。

次に、資料2、参考資料1を御覧ください。

教育委員会制度の主要な改正点の概要でございます。概要につきましては、委員長と教育長を1本化した新教育長の設置、チェック機能の強化と会議の透明化、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置、教育に関する大綱を首長が策定する等としております。

ページをお開きください。

新教育長につきましては、教育行政に関し、識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとし、任期は3年としております。また、新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会の会議を主宰する。教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる。事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督するものでございます。

次に、チェック機能の強化と会議の透明化につきましては、教育委員の定数3分の1以上のからの会議の招集の請求、会議の議事録を作成し、公表するなどとしております。

次に、総合教育会議につきましては、地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとし、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとしております。

また、会議におきましては、大綱策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、そのほかの地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策についての協議等を行うもので、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請の高い事項については、協議題とするべきではないとしております。

次に、大綱の策定につきましては、地方公共団体の長は、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を大綱に定めるとしております。

次に、資料2、参考資料2を御覧ください。

新制度への移行についてでございます。法律の施行日は平成27年4月1日でございます。参考資料2には、新制度に移行する2つのパターンが記載されております。1つ目は、旧教育長が、平成27年4月1日以降も在職する場合で、旧教育長の任期満了となる日以降に、新制度へ移行するものでございます。

2つ目は、旧教育長が平成27年3月31日に任期満了等となる場合で、こちらは平成27年4月1日より新制度へ移行するものでございます。本市におきましては、教育長の任期が平成27年3月31日に満了となることから、2つ目のパターンが適用され、平成27年4月1日から新制度へ移行することとなるものでございます。

なお、教育委員会では、今回の法改正に伴い、武蔵村山市教育委員会会議規則、武蔵村山市教育委員会事務局組織規則、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則など、関係する規定の整備等が必要となる規則等の改正を行うこととしております。

雑駁ではございますが、説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

平成26年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」前期受講内容等一覧についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」前期受講内容等一覧について御報告をいたします。

資料3には、平成25年7月に施行となった、武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、平成26年度前期に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の方からの御寄附により、勤務成績が良好で、本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に、市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。この研修について、平成26年度前期に、教員からの申請及び校長からの推薦に基づき、同研修奨励審査会を経て、受講が決定した教員につきまして、一覧で掲載をさせていただきました。既に研修が終了した教員は6人、これから受講の教員が2人の合計8人となっております。

一覧にお示ししたとおり、様々な教育課題に対応した幅広い研修となっております。これらの研修を、参加教員の所属校のみならず、市内全体に還元する目的で、平成27年2月には、武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修報告会」を開催する予定でございます。

教育委員会といたしましては、教員を養成する視点から、校長会と連携し、今後も本制度

の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成26年度夏季教職員研修会出席状況についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 同じく小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度夏季教職員研修会出席状況について御報告いたします。

資料には、合計35の講座の参加人数を学校別に記してございます。研修会に参加した教員は延べ544人でありました。特に教科に関する研修会につきましては、統一テーマといたしまして、学習意欲を高める授業の工夫と教材研究の在り方ということで、講師の先生方に御指導いただきました。本研修会の内容を各小・中学校の児童・生徒に還元できるよう指導、助言をしていくとともに、来年度、一層充実した研修を計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

平成26年度中学校授業実践交流会についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度中学校授業実践交流会につきまして、御説明をいたします。

別添の資料5になります。

ねらいは、武蔵村山市立中学校の各教科等を担当する教員が、相互に授業を公開し合うとともに、授業改善の在り方について、講師から指導を受けることにより、教員の授業力の向上を図ることです。

日時は、平成26年10月15日の水曜日、午後1時45分から、会場は第四中学校、全13学級において、11の教科等の授業、分科会協議を行います。当日御指導をいただきます講師の先生は、裏面に掲載をいたしました。

当日は、教育委員定例学校訪問を兼ねております。午前中の第三小学校の訪問に引き続き、午後第四中学校を訪問していただきます。御参加いただき、御指導をいただければ幸いです。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

武蔵村山市立学校「東京都教育の日」推進事業についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 武蔵村山市立学校「東京都教育の日」推進事業につきまして御説明いたします。

次代を担う子供たちの教育について、都民全体で取り組んでいく契機として、毎年11月の第1土曜日が「東京都教育の日」となっております。今年度は11月1日土曜日になります。東京都では、この日を中心とする前後の期間に、都民の皆様が教育に関心を高め、教育について、共に考えていく契機となる取組みを行います。

こちらの一覧表には、東京都教育の日の推進事業として、各校の取組一覧を載せてございます。なお、この一覧につきましては、東京都教育委員会のホームページにも掲載をされます。詳細につきましては、各校にお問い合わせをくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念第27回武蔵村山市民グラウンドゴルフ大会の開催結果についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念第27回武蔵村山市民グラウンドゴルフ大会の開催結果について御報告をさせていただきます。

市民グラウンドゴルフ大会につきましては、本年10月5日のスポーツ都市宣言のPRを兼ねた冠事業といたしまして、9月14日日曜日に76チーム、380人も多くの市民の方に御参

加をいただき、盛大に開催がされました。教育委員の皆様におかれましては、開会式及び閉会式への御出席をいただき、大変ありがとうございました。

競技の結果につきましては、優勝が学園自治会Bチーム、準優勝が緑が丘第二自治会Aチーム、第三位が学園自治会Aチームでございました。飛び賞等につきましては資料にお示しのとおりでございます。

なお、大会途中、お一人の方が体調不良を訴えたため、救急車の手配をしたところがございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして8点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言についてでございます。

資料8、別冊を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、武蔵村山市スポーツ都市宣言について御報告をさせていただきます。

市では、スポーツ祭東京2013武蔵村山ハンドボール競技会の実施などで、機運の高まったスポーツへの関心を継承・発展させていくため、本年10月5日日曜日にスポーツ都市を宣言いたします。この日は、昨年、天皇皇后両陛下が本市を初めて御訪問になり、ハンドボール競技を御観戦された日でもございます。

記念式典は、別冊資料8の1ページにお示ししてあるとおり、10月5日日曜日、午前9時30分から、市総合体育館メインアリーナで実施いたします。式典の出席者は、主催者、来賓者、体育協会加盟23団体など、500名を超える人数になるものと考えております。

教育委員の皆様におかれましては、記念式典に御出席をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

記念式典は、市内各学校の協力も得て実施いたします。司会は都立上水高等学校放送部、開会後のアトラクションとしては、市立第五中学校吹奏楽部と拓殖大学第一高等学校チアダンス部にお願いをしております。

また、閉会時のアトラクションとして、都立武蔵村山高等学校ブラックダンス部にもお願いをし、式典を盛り上げていただくこととなっております。

宣言文の発表の際には、体育協会加盟団体所属の小学生にも協力をいただきたいと思います。

おります。

また、式典会場に掲示する宣言文につきましては、市立第一中学校書道部の協力により作成することとなっております。

式典終了後には、ハンドボール実業団チームの大崎電気工業の選手によりハンドボール体験会を実施いたします。初心者から経験者、また、子供から大人まで、幅広い方を対象として指導していただけるとのことでございます。

なお、記念式典等に御参加いただいた方には、参加記念品として、記念リーフレット、スポーツタオルなどを配布いたします。

また、午前11時頃からは、飲食店などの出店も予定をしているところでございます。

スポーツ都市の宣言文につきましては、資料をお開きいただきました2ページにお示しをしております。宣言文は、前文と5つの項目で構成されております。また、資料には各項目の解説についてもお示しをしております。

資料3ページの上段には、ロゴマークをお示ししておりますが、今後、こうしたロゴマークを各種スポーツ大会等を実施する際には表示してまいりたいと考えております。

また、スポーツ都市宣言を記念した看板、横断幕、ポスターなども作成し、周知に努めてまいります。

資料の4ページには、スポーツ都市宣言記念事業や宣言に至る経緯、さらには今後の取り組みなども記載をしておりますが、スポーツ都市宣言により、スポーツ、レクレーション環境の充実、そしてスポーツ少年団の創設などにも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念第9回地区ふれあいスポレク大会の開催についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念第9回地区ふれあいスポレク大会の開催について御報告をさせていただきます。

本大会につきましては、市民がスポーツ、レクレーション活動を通じて、相互の融和と親睦を深め、心身の健康を培うため実施をするものでございます。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管につきましては、市内4地区のふれあいスポレク大会実行委員会でございます。

開催日は、10月19日日曜日、市内4会場で実施をいたします。なお、雨天の場合は各実行委員会の判断により中止決定をいたします。会場につきましては、中藤地区が市立第一中学校校庭、西部地区が総合運動公園運動場第2運動場、南部地区が大南公園野球場、北部地区が市立雷塚小学校校庭となっております。

資料裏面には、各地区の競技種目や開会式開始時刻等をお示ししておりますが、競技種目につきましては、自治会長やスポーツ推進委員、さらにはスポーツ協力員等で構成されます各地区実行委員会において検討し、決定をしております。市民の誰もが気軽に参加できる大会ということで、各地区とも、レクリエーション種目を多く取り入れた内容となっております。

なお、開会式につきましては、中藤地区と西部地区が午前9時30分から、南部地区と北部地区が午前9時からとなっております。

教育委員の皆様におかれましては、4会場の開会式へ、それぞれ分担をして御出席をいただきまして、御挨拶を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、10点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念平成26年度少年少女スポーツ大会第31回少年少女サッカー大会の開催についてでございます。

資料10を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念平成26年度少年少女スポーツ大会第31回少年少女サッカー大会の開催について御報告させていただきます。

本大会は、スポーツ都市宣言記念事業として実施をいたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市サッカー協会でございます。

開催日は11月8日土曜日、9日日曜日の2日間で、11月15日土曜日及び16日日曜日を予備日としております。

大会は、総合運動公園運動場の第1運動場及び第2運動場で、初日に予選リーグ、2日目に決勝トーナメントを実施する予定でございます。

開会式は、11月8日土曜日の午前8時から、閉会式は9日日曜日の午後3時頃に第2運動

場で実施する予定でございます。教育委員の皆様におかれましては、開会式及び閉会式に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、11点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念第42回武蔵村山市民駅伝競走大会の開催についてでございます。

資料11を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念第42回武蔵村山市民駅伝競走大会の開催について御報告いたします。

本大会につきましては、12月14日日曜日にスポーツ都市宣言記念事業として実施をいたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管が武蔵村山市陸上競技協会でございます。

午前9時15分に開会宣言を行った後、昨年度と同様に部門ごとに午前9時45分からと午前10時からの時間差でスタートいたします。コースは、総合体育館前をスタート、ゴール地点とする青梅街道の岸交差点から、大曲り交差点までを2周する6区間、15.27キロメートルのコースでございます。

出場部門につきましては、資料、裏面の7にお示しをしておりますが、一般の部、地域の部、女子の部、中学生男子の部、中学生女子の部、小学生の部を設けております。募集チーム数は、昨年度は130チームでございましたが、前回大会より10チーム多い、140チームとし、10月7日より申し込みを開始する予定でございます。

なお、今年も特別参加チームとして、姉妹都市栄村からの参加も予定がされております。

今回の大会より、一般、地域、女子の各部につきましては、参加料として、1チーム6,000円を徴収したいと考えております。ただし、中学生及び小学生の部と招待チームからは従前と変わらず徴収はしないこととしております。

次に資料に添付しておりますコース図を御参照いただきたいと思います。存じますが、青梅街道の市役所前に設置をしておりました、第2中継所につきましては、上り下りのバス停が近い位置にあることから、バス車両が複数台重なるなど、選手に危険が生じるとの理由から、市立第一小学校校庭に中継所を変更したいと考えております。

大会当日は交通規制を行いまして、東大和警察所、北多摩西部消防署を初め、交通安全協会、スポーツ推進委員、スポーツ協力員など、多くの方に協力をお願いし、実施をしております。教育委員の皆様におかれましては、開会宣言及び表彰式にも御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 12点目、その他でございますが、4点でございます。

1点目は、平成26年度和文化教育学会、和文化教育第11回全国大会武蔵村山大会の開催についての最終案内について、2点目は、平成27年度市立学校教育課程3学期制移行に伴う保護者等への周知について、3点目は、財務省、文部科学省、国立政策研究所等関係者の学校訪問について、4点目は、その他についてでございます。

1点目につきましては、指導・教育センター担当課長から、2点目、3点目、4点目につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 平成26年度和文化教育第11回全国大会武蔵村山大会の最終案内につきまして、御報告をいたします。

本大会は、既に御案内のとおりですが、我が国や郷土に根ざした伝統・文化及びそれらを継承してきた先人から学ぶことができる学校教育の在り方について、研究を深めるものでございます。この全国大会は、東京都では1つの自治体が単独で開催するのは初めてでございます。

日時は平成26年11月21日、22日の2日間、会場は小中一貫校村山学園となっております。

この最終案内につきましては、東京都の全小・中学校2,000校、そして全国の1,800の教育委員会にも案内を配布させていただいております。さらに市のホームページにも掲載をさせていただいております。

また、もう一点、保護者市民向けの最終案内の作成をいたしました。白色の最終案内でございます。こちらにつきましては、保護者市民向けということで、どなたでも御参加できます。また、どちらの内容からでも御覧いただけますということで、より多くの皆様にこの大会に参加をしていただきたいということで、保護者、また市民向けの最終案内の作成をさせていただきました。今後、配布をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** それでは、私の方から3点御報告を申し上げます。

まず1点目でございます。3学期制への移行の周知についてです。平成27年度からの教育課程を3学期制で編成することにつきましては、既に8月15日の教育委員会定例会におきまして、御承認をいただいたところでございます。その後、9月5日の校長会で周知を行い、9月9日に広資料として、3学期制を行うことを周知するためのリーフレットを出させていただきました。このリーフレットにつきましては、同じく9月9日に保護者向けに配布をしてございます。今後は管理運営規則の改正並びに各学校における教育計画の作成に取り組んでまいります。

なお、この3学期制の導入につきましては、9月12日の朝刊、読売新聞及び毎日新聞に取り上げていただいております。

2点目でございます。文部科学省、財務省、国立政策教育研究所の本市への学校訪問についてでございます。まず、8月20日に文部科学省の初等中等教育局の職員並びに財務省主計局の職員、合わせて4名が、本市第八小学校のコミュニティスクールとしての取組状況について視察するための訪問をされました。当日は、教育委員会と学校からの説明の後、この日、学校運営協議会の協力を得て行われておりました、バトンクラブの練習や算数教室の様子を御覧になり、地域とともにある学校づくりの取組を評価する発言を多くいただいたところでございます。

また、8月21日には、国立教育政策研究所の教育政策・評価研究部長を初めとする、研究官等6名と、帝塚山学院大学並びに青森中央学院大学の教授がそれぞれ1名ずつ、合わせて8名の方が小中一貫校村山学園の取組状況を視察に来られました。

小中一貫校は、今後の国の大きな施策になることで、当初、2、3名で来られる予定でございましたが、省内で声をかけたところ、訪問の希望者が増えたとのことでございます。教育委員会と学校からの説明の後、訪問者からは様々な御質問がございました。およそ2時間にわたって意見交換を行いました。訪問者の中では、小・中教員の連携を実質的に支える校務分掌の工夫や、義務教育9年間を見通した組織的な学校経営を高く評価する発言がございました。最後に研究部長が、単に4、3、2などの分け目の話ではなく、本当の意味での一貫教育をされているのですねという発言が大変印象的でした。両校の訪問とも、本市の教育活動が様々な角度で注目されていることを実感するとともに、教育委員会といたしましても、各校の取組が、より充実するための支援を推進する必要があるということを実感させていただきました。なお、先日、小中一貫校村山学園に来られた皆様よりお礼状が届き、

本市の取組について、高く評価をしていただく内容が示されておりましたことを、申し添えさせていただきます。

続いて、3点目でございます。本市、第9小学校と、ハワイ州ホノルル市立トーマス・ジェファーソン小学校が、昨年度から取り組んでおります、姉妹校としての交流を機に、このたびホノルル市と本市の文化交流を開始する調印式が行われることになり、ハワイに西原指導主事が行き、その会に参加をしましてまいりましたので、西原指導主事から御報告をさせていただきます。

○高橋委員長 西原指導主事。

○西原指導主事 文化交流プロジェクト調印式について御報告をさせていただきます。

このたび8月18日に、持田浩志教育長、指導主事、西原とで、ハワイ州ホノルル市にありますが、トーマス・ジェファーソン小学校を訪問し、文化交流プロジェクト調印式を行ってまいりました。調印式では、本市よりハワイ州の花であるハイビスカスと日本を象徴する桜が描かれたバナーを贈呈してまいりました。トーマス・ジェファーソン小学校の関係者のほか、ハワイ州教育省の方にも御参加いただき、今後、より一層交流を深めていくことをお互いに確認いたしました。

以上でございます。

○持田教育長 追加して。

○高橋委員長 引き続きありますか。

西原指導主事。

○西原指導主事 また、9月10日には、ハワイ州ホノルル市立トーマス・ジェファーソン小学校で文化交流プロジェクト担当をされているチャズミン先生が第九小学校を訪れ、全校歓迎集会でハワイの言葉や歌を教えていただくなど、子供たちと交流し、両校の友好をより深めることができました。

以上でございます。

○高橋委員長 御苦労さまでございました。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

○高橋委員長 それでは、ただいまの報告に対する質疑等があればお受けをいたします。

いかがでございますでしょうか。

本木委員。

○本木委員 3学期制について、まだ保護者へ周知して10日間ぐらい、新聞に出て1週間ぐら

いなんですけれども、何か保護者から反応というか、問い合わせみたいなものがあったのでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 直接、私どもの方へ何らかの問い合わせというのはございません。また、各学校の方にも、今のところ特段の問い合わせはいただいていないということで報告を受けております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第56号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査員会設置要綱について

○高橋委員長 日程第4、議案第56号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査員会設置要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第56号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査員会設置要綱について。

武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年9月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第56号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立中学校の学校給食調理等業務の委託業者の決定に当たり、武蔵村山市立中学

校学校給食調理等業務受託申請審査委員会を設置する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、議案第56号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査委員会設置要綱について御説明いたします。

去る8月15日に開催されました、第8回教育委員会定例会において御説明申し上げたとおり、平成27年度以降の中学校学校給食調理等業務につきましては、引き続き委託を継続することとし、また、その委託業者の選定につきましては、公募によらずに指定管理者を選定する場合の例に準じ、現在の委託業者から、次の5年間を見据えた中での業務の実施計画と予算見積もりを提出させ、これを審査した上で、選定することといたしました。本要綱は、その審査を行うための審査委員会の設置、組織等について定めるものでございます。

議案の別紙を御覧ください。

前回お示した資料との変更点でございますが、第1条につきまして、前回の案では学校給食の調理、配送、配膳、洗浄等の業務と規定しておりましたが、学校給食の洗浄という規定は適当でないため、こちらを学校給食の調理、配送、配膳等の業務とさせていただいております。第2条以下につきましては、前回お示したものと同じでございますので、逐条での説明は省略をさせていただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第56号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務受託申請審査員会設置要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 選挙第1号 教育委員会委員長の選挙について

○高橋委員長 日程第5、選挙第1号 教育委員会委員長の選挙についてを議題といたします。

武蔵村山市教育委員会委員長の任期が平成26年9月30日付で満了することに伴い、新たに委員長の選挙をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

選挙の方法につきましては、武蔵村山市教育委員会会議規則第7条の規定により、単記無記名投票で決定するか、異議がないときは指名推せんの方法で決定することができるとなっておりますが、いかがでございましょうか。

中野教育部長。

○中野教育部長 先ほど教育長報告で御説明いたしました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることから、教育委員会委員長の選挙、任期等について、御説明をさせていただきます。

現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもとで、任命されました教育長は、任期が満了する日までの間は、現行制度で、教育長として在職するものとし、この場合におきましては、教育委員会の委員長に係る規定及び現行法の一部の規定が、なお、効力を有するものとしていることから、委員長の任期が満了した場合でも、改めて委員長の選任をするという必要がございます。現行の法律第12条第2項では、委員長の任期は1年としているものでございますが、先ほど御説明したとおり、本市におきましては、平成27年4月1日から新教育委員会制度へ移行することとなることから、委員長の任期につきましては、平成27年3月31日までとなるものでございます。委員長としては、退任となりますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することとなるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 分かりました。

それではいかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 ただいまの委員長の方からの選考の仕方について、意見を求められましたので、私は指名推せんにしたらどうかと、こういう御意見でございます。

以上です。

○高橋委員長 それでは、ただいま指名推せんとの発言がございました。

指名推選することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、指名推選の方法により決定したいと思います。

どなたかお名前を。

本木委員。

○本木委員 武蔵村山市教育委員会の委員長には、引き続き高橋委員長に御推薦いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ほかはいかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、ただいま本木委員より、あるいは皆様からの声がありました。引き続き私が委員長としての職務を進めてまいりたいと思っております。

御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。委員長には私ということですので、ここで一言御挨拶をさせていただきます。

新たに10月1日から委員長として、また引き続き来年の3月31日までの6カ月間でありますけれども、委員の皆様、それから、事務局の皆さんの協力を得まして、精一杯、新しい教育委員会制度移行のために取り組んでまいりたいと思っております。

◎日程第6 議案第57号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

○高橋委員長 それでは日程第6、議案第57号 教育委員会委員長職務代理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由を申し上げます。

教育委員会委員長職務代理者が、平成26年9月30日をもって任期満了となるため、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号第12条の規定に基づき、教育委員会委員長職務代理者の指定をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

選任の方法は、教育委員会会議規則第8条第2項の規定に基づき、委員長選挙と同じ指名推せんの方法としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、指名推せんの方法により決定したいと思います。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、私の方から指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、私の方から指名することに決しました。

武蔵村山市教育委員会委員長職務代理者に、これまでと同じく土田委員を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま私のほうから指名いたしました、土田委員を武蔵村山市教育委員会委員長職務代理者と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

ただいま私の方から指名いたしました、土田三男委員が武蔵村山市教育委員会委員長職務代理者に決定しました。

それでは、ここで土田職務代理者から一言御挨拶をお願いいたします。

○土田職務代理者 ただいま委員長職務代理というような御指名をいただきました。精一杯、決められた時間内を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございました。

◎日程第7 協議事項

○高橋委員長 それでは日程7、協議事項を議題とします。

委員の皆様からの協議事項をお受けいたします。

いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、武蔵村山市立第七小学校及び第四中学校による小中一貫校開設について、御協議をお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、協議事項 武蔵村山市立第七小学校及び第四中学校による小中一貫校開設についての説明を求めます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、協議事項 武蔵村山市立第七小学校及び第四中学校による小中一貫校開設についてにつきまして、御説明いたします。

両校の小中一貫校開設につきましては、本年2月の教育委員会定例会におきまして、一度、御協議をいただきました。その際には、両校の学校運営協議会から、一貫校開設の要望も出されておりましたことから、その意向を踏まえた施設隣接型の新たな小中一貫校に対する期待を込めた御発言をいただいたところでございます。その後、第七小学校及び第四中学校では、管理職や主幹教諭を中心とした、両校合同の小中一貫開設委員会や、両校の学校運営協議会の中で、これまでの小・中連携の成果を踏まえた、両校ならではの特色ある一貫教育を目指して検討を進めております。

資料を御覧ください。まず、1、2、3になります。対象校における小・中連携教育推進の経緯の中の、平成26年度のところに記載をさせていただきましたが、今月から、この合同の学校運営協議会を行うということになっております。

また、基本方針でございますが、施設、人事につきましては、2月と大きく変更はございません。教育内容の③以降が、現在の検討内容を踏まえて追記をさせていただいた部分でございます。わけを添える、理由を述べるといった、小・中の授業スタイルを確立し、知の統合を図る。教科ごとの指導内容、指導方法を小・中の教員と一緒に検討する、小・中ブリッジプログラムの作成、校訓の制定を目指して、現在検討を進めております。

5でございますが、一貫校開設に向けたこれまでの経緯をまとめました。

まず、2月に御説明申し上げましたように、この一貫校の開設には、両校の学校運営協議会の思いがあります。今年度から、全校がコミュニティスクールとなりました本市にとりましては、これは大変意義深いものと存じております。両校の意向を受け、2月に教育委員会で御協議をいただき、3月の市議会定例会におきまして、開校への期待を寄せる御発言をいただいたところでございます。

6の今後のスケジュールでございますが、この中で今後検討が必要な事項を7の検討事項

の中で示させていただきました。まず、施設面でございますが、隣接型とは、行き来については、村山学園のような利便性はございませんので、教員、児童、生徒が行き来しやすい方策を検討する必要がございます。

また、標準服につきましては、現在、平成27年度からの使用に向け、準備を進めております。その他、校名、学園章・学園歌のほか、予算上の措置や人事上の措置など、学校運営協議会、教育委員会が連携しながら今後検討を進めてまいりたいと考えております。これらの進捗状況を踏まえまして、委員の皆様の御意見を賜りたいと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、ただいまの説明に対して、御意見、御質問等があればお受けいたしますが、いかがでございましょうか。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 現行、小中一貫校村山学園は施設一体型ということで、校長先生1名の下に、副校長先生3名が配置され、1つのピラミッド型のスムーズな運営がされているんですけども、今度、四中、七小、それぞれに校長先生を置いて、1つの一貫校というふうになるわけですけども、この校名が新たに付けられて、それぞれの学校が1つ、形としては一体となる組織が生まれるのかなというふうに、今、認識しているんですけども、その辺で、統括校長とか、そういうような位置付けについては、いかがなものでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 人事上の措置のところの中身も含めまして、ただいま検討を進めている内容の一つでございます。いわゆる校長が2人の体制になりますので、1つの学校としての代表者をどういった位置付けにしていくかということにつきましては、今後、管理運営規則も含めまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土田職務代理人 分かりました。

○高橋委員長 いずれも、管理運営規則の改正は、可能ですよね、当然、小中一貫校にするわけですから。そこで、小・中学校の教員を兼務発令する。そのところができれば、村山学園のような、やはり校長を置いて、あとは副校長を複数というような形が、私などは望ましいのではないかなと思います。

教育長。

○持田教育長 他地区の一貫校の状況を見ましても、いわゆる施設一体型という形と分離型と

いう形になっておりまして、今回の、この施設隣接型というのは、余り数がないわけで、また新たな意味での一貫教育ができるものというふうに考えております。今日は協議でございますので、逐次お受けしますので、お気付きの点がございましたら、いつでも事務局の方に御意見いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋委員長 廊下等を整備して、つなぐわけですね。これは。ある意味においては、一体型と言ってもいいのではないかと、私は思います。地方に行ったら、隣同士で、50メートル、100メートルあるいは4キロメートルも離れてある小中一貫校もあります。

○持田教育長 一貫教育を進めるに当たりましては、やはり職員室が小・中、混ざり合っているかどうかというのが大きなポイントになりまして、今回の場合は施設の状況から見ますと、現状におきましては、小・中の一緒に職員室はかなり厳しい状態でございますので、校長も現在は各校にいるという状況で、施設隣接型という、スタートの段階では新しい形かなというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員長 指田委員。

○指田委員 児童生徒数も一貫校と違いまして、人数も大分多うございますね。そんな点からも、職員室も当然、別々ということ、また、教諭の一緒になれる機会、一緒に意見交換できる場というのも特別なものを設けたらいいのではないかなと思いますけれども、なかなか考えるところでございますね。

○高橋委員長 土田職務代理人。

○土田職務代理人 教育長、御説明いただいたとおり、隣接型という一貫校で、反対に難しい面、これが施設が別々の、かなり地域的にも離れているような学校が一貫校となった場合については、何か一つのそれなりの目標を持っていけると思うんですけれども、これが隣接型という、反対に非常に難しいかなという気もしているんですけれども、運営の中で、施設管理を含めて非常に先生方のこの調整というか、協力が、今の村山学園に比べたら、はるかにいろいろな面で、互いが協力し合ったり、譲り合ったり、何かしなければいけないという面が出てくると思うので、その辺を残り少ない時間、プレ開校まで、そういった意味でも準備方をぜひ頑張ってくださいたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 いわゆる村山学園の今の小中一貫校、施設一体型の一貫校、齋藤校

長が様々な組織改正も含めて、例えば小・中教員の意識の差をどうやってなくしていくとか、それから、一貫校といいますと、いわゆる中1プロブレムを解消するための、例えば5年生の活動に、中学生の活動を5、6年生から経験させるとかということが注目されがちなんですが、いわゆる小学校6年間の中で本来身につけるべき、6年生としての最高学年の役割だとか、そういったところも、今、実は村山学園の中でも非常に大事にしているような取り組みが始まっています。そういった意味では、施設隣接型とはいえ、それぞれ、小学校は小学校の一つの完結点、中学校は中学校として、一つの完結点もやはり大事にしていきたいということは、両校の校長はともに考えております。

また、この学校運営協議会の中から、七小、四中が良い学校になると、地域がよくなるという御発言をいただいております。そういった意味では、地域からも非常に今回の取り組みが期待されておりますので、両校のこれからの検討内容も含めて、学校運営協議会の皆様からも御意見をいただきながら、ただいまいただいたようなことも一つ課題にしながら、解決を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

本木委員。

○本木委員 ちょっと感じたことを。いろいろ今、お話を聞いて納得というか、一貫校はいいことだなと。教育プログラムのことはできると思うんですけども、何か今聞いていて、校名を変えるとか、学園章、学園歌、校訓、その辺は慎重にしたほうがいいのかと、隣接型で、村山学園とまた違う形でやっていくという中で、よく検討しながら、やっていかれた方がいようなイメージを私は感じたものですから、コミュニティスクールの方々と、またイメージのずれがあったりすると、いけないのかなと、ちょっと感じましたので、その辺はぜひ慎重に進めていただけたらいいのかなと思いました。

○高橋委員長 指田委員。

○指田委員 ゆくゆくはこの2階で渡り廊下をつなぐんですか。そういったこともお考えのようですけども、校庭については、やはり仕切りは、今まで、どういうお考えですか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 現在の第七小学校、第四中学校の敷地の間には、いわゆる公道がございますので、そこを何らかつなげるといのは実際には非常に困難な面がございますので、そこで、渡り廊下のようなものが、施設的にはできるかなというところで、また、いわゆる

施設面も含めまして、ある意味できるだけ予算も余りかけない姿で新しい一貫校というものを構想していけると、より発信する意味でも価値が高いのかなということを今考えております。失礼しました、公道ではございません、公民館の用地が間に挟まっているということです。

○高橋委員長 教育長。

○持田教育長 一口に一貫教育というふうに言いますけれども、学習指導の一貫と生活指導の一貫と学校経営の一貫が大きな柱になっていまして、今、本木委員がおっしゃったことも含めて、地域の方から出て、盛り上がってきている施設隣接型の一貫教育ですから、その辺は十分に話し合いながら、進めていきたいと思っています。

○高橋委員長 土田職務代理人。

○土田職務代理人 経費をかけずに、こういった大きなプロジェクトを完成させるというのは、非常に大事なことだとは思いますが、やはり、地域に対しても児童・生徒に対しても、ここが、今度は小中一貫校としての場である、アピールするためにも、お金をかけなければならないところというのもあると思うんです。先ほど指田委員がおっしゃられたように、校庭をどうするんですかと。やはりフェンスで両方を区切って、ここが小中一貫校ですよ、施設隣接型だよと言っても、中身は教育課程では一緒にやられる部分も多いと思うんですけれども、そういった意味では、多少なりと頑張って、予算要求をしていただいて、施設は別としても、一つの校庭ぐらいはワンエリアとして活動ができるような、そういった施設整備も初めから、きちっとして向かうと、その気持ちです。そういうのも大事ではないでしょうか。

以上です。

○高橋委員長 まさにそのとおりです。財政事情がいろいろと厳しいことは分かっておりますけれども、やっぱり教育にはお金がかかるということですね。それがやっぱり子供に、結果につながっていくと。いずれにしましても、28年度開校ということでございますので、それまでは、やはり先ほど教育長の話のとおり、保護者、地域に対するいろいろな検討を加えていくことをお願い申し上げたいと思います。

他はいかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。

これをもって、協議事項を終わります。

◎日程第8 その他

○高橋委員長 日程第8、その他に入ります。

委員の皆様からの御報告等の御発言があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 事務局からの報告等の御発言があれば。

松下総務課長。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○高橋委員長 それでは、これをもってその他を終わります。

それでは日程第9、議案第58号の審議といたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定に基づき、秘密会で審議をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○高橋委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第58号 武蔵村山市立学校長及び副校長の人事上の措置について

(議案第58号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時46分閉会